

第1回 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会

主 催：藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課

と き：令和6年8月8日（木）午後2時～

と ころ：市役所西館5階 大会議室

1. 開 会

2. 健康福祉部長あいさつ

3. 自己紹介

4. 委員長、副委員長の選出

5. 委員長あいさつ

6. 議事

(1) 藤枝市認知症施策推進計画（仮題）について

(2) グループワーク

・計画づくりで大切にしていきたいこと（策定方針）

・どのように声を聴いていくのか（「誰の」、「どんな」、「どのような方法で」）

7. 報告

(1) 9月15日映画「オレンジ・ランプ」上映会&トーク

8. 閉 会

今日、認知症に関する社会の考え方（以下「認知症観」という。）が大きく変わってきています。令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症の人がその個性と能力を發揮し、社会の対等な構成員として、ともに活躍し支え合う、新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

藤枝市においても、「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本とし、認知症の人同士が集い自らの体験や希望を語り合う機会や認知症の人がその姿と声を通じて、認知症とともに暮らす中での思いや考えを発信する機会の創出に取り組んでおり、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに必要な役割を担っています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市が行う共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく認知症施策（以下「認知症施策」という。）の基本理念、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関等（以下「多様な主体」という。）の役割その他の認知症施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民等が安心して認知症とともに生きることができ、まちづくりを共創により推進することを図り、もって全ての市民等が個性と能力を發揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 法第2条に規定する認知症をいう。

- (2) 市民等 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 関係機関等 医療、介護、福祉、保健、法律その他の生活に関連するサービスであって、認知症の人の支援となるものに携わる機関又は事業者をいう。
- (5) 共創 市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を發揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に發揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
- (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、認知症施策の実施に当たり、常に認知症の人の視点に立ち、認知症の人並びにその家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の意見を聴き、法第13条の規定に基づく計画の策定、その実施及び評価をするものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、認知症とともによりよく暮らすための備えとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人の発信をもとに認知症の人に関する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 認知症の人を含む全ての市民等は、相互に支え合い安心して社会参加を継続できるよう努めるものとする。

3 認知症の人は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めることができるよう自らの意思に基づき、経験、思い及び考えを発信するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業員が認知症とともに生きることへの理解を深めるために必要な教育や研修その他の学びの機会を設けるとともに、サービスの提供に当たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、認知症の人の状態と意向に応じて適切なサービスを受けることができるよう相互の連携に努めるとともに、認知症の人及び家族等が、適切なサービスを選択することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(認知症とともに生きることへの理解の促進)

第8条 市は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために、認知症の人の経験及び思い、考えその他の共創のために必要なことを発信し、認知症について学ぶことができる機会の創出に努めるものとする。

(社会参加及び社会参画のための環境の整備)

第9条 市は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人が生活する上で障壁となるものをなくし、安全かつ安心して社会参加及び社会参画ができる認知症バリアフリーな環境の整備に努めるものとする。

2 市は、家族等が働きやすい環境及び健康でよりよく暮らし続けるための環境の整備に努めるものとする。

(藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会)

第10条 市は、この条例に基づき安心して認知症とともに生きることができ
るまちづくりを共創により推進するために、必要な事項の調査及び審議を行
うため、認知症の人及び家族等が参画した藤枝市認知症とともに生きる共創
のまちづくり委員会（以下「委員会」という。次項において同じ。）を設置
する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規
則で定める。

(その他の事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例（令和6年藤枝市条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 認知症の人 2人以内
- (2) 認知症の人の家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者 2人以内
- (3) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 16人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、計画の策定、その実施及び評価を効率的に行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

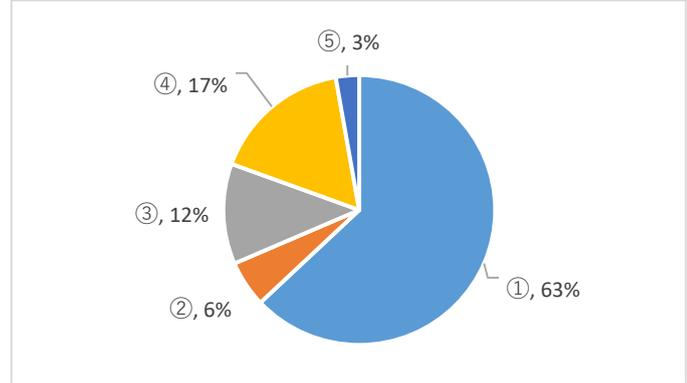
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

アンケートまとめ

- ・開催日：令和6年7月11日 【対象】 認知症とともに生きる共創のまちづくり委員・市職員
 参加者：77名
- 令和6年7月17日 【対象】 藤枝市議会議員・市幹部職員（部・課長）
 参加者：46名

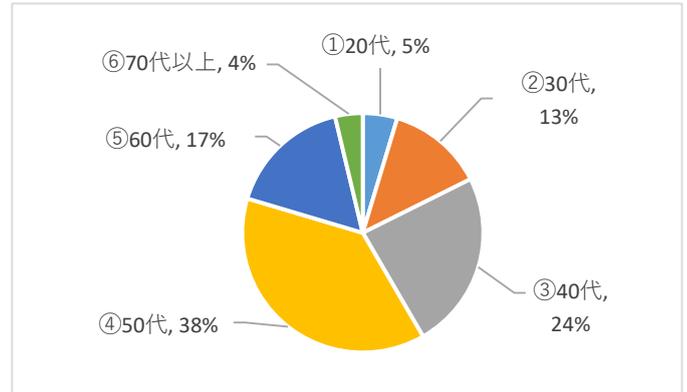
参加者の立場

立場	全体	割合	R6.7.11	R7.7.17
①市職員	68	63%	45	23
②認知症とともに生きる共創のまちづくり委員	6	6%	6	0
③地域包括支援センター	13	12%	13	0
④市議会議員	18	17%	0	18
⑤その他	3	3%	2	1
合計	108	100	66	42



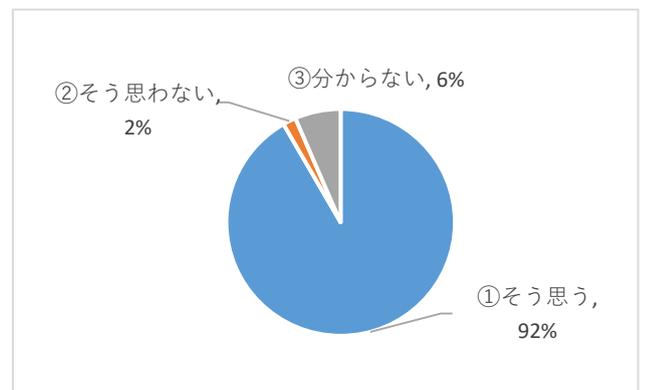
参加者の年代

年代	全体	割合	R6.7.11	R6.7.17
①20代	5	5%	5	0
②30代	14	13%	14	0
③40代	26	24%	18	8
④50代	41	38%	18	23
⑤60代	18	17%	10	8
⑥70代以上	4	4%	1	3
合計	108	100%	66	42



1. 研修内容を今後の仕事や生活等に活かそうですか？

	全体	割合	R6.7.11	R6.7.17
①そう思う	99	92%	59	40
②そう思わない	2	2%	2	0
③分からない	7	6%	5	2
合計	108	100%	66	42

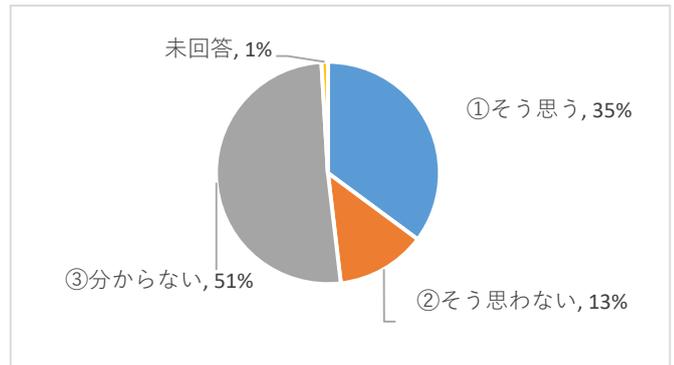


2. 1の具体的な内容や理由を教えてください。

【①そう思う】
認知症観を見直すことができた40件、 立場を活かした取組やサポート19件、 認知症バリアフリー6件 社会参加の促進5件、 本人が参画したまちづくり4件、 自分の家族のこと4件、 自分事として考える4件 認知症の人の声を聴く2件、 関係機関と連携2件
《認知症観を見直すことができた》
新しい認知症観を積極的に市民に周知していく。
認知症のイメージが変わったので、接客時に活かしていきたい。
新しい認知症に対する価値観の共有の必要性が学べたので。
新しい常識は意識して広めていかなくてはと思う。
《立場を活かした取組やサポート》
共に創る、立場や状況等の垣間を超えて、具体的な施策を考えていくきっかけとなれたから。
辺り見れば、見て見ぬ振りをしていたかもしれません。本人の意思尊重しながら、周囲の人との地域への共有と支援へと、繋げていきたい。
現場の声を拾い、周囲に伝えられれば良いと思います。
自身の立場で所管施策を考えたい。
《認知症バリアフリー》
今まで認知症バリアフリーという概念を考えたことがなかったため、当事者目線での資料作り・制度作りをしていこうと思いました。
どのように条例が制定されたかの背景が学べた。認知症=介護という意識だったが、様々な分野から認知症バリアフリーに取り組めると学べた。
「認知症の人にしか分からないバリア」を丁寧に取り除いていきたい。その為に声を拾う仕組みを考えたい。
《社会参加の促進》
新しい意識が広がると良い。本人が社会に出る=認知症の人の声を聞き環境が変わる。
認知症の方が地域に出ていく為に、できることを考えていきたい。
人事課として職員本人が発症した場合、職員の家族が発症した場合、どのような支援ができるのか。考えていきたい。私生活では、親の今後を考えるきっかけになった。
条例の主旨がわかった。これから「理想と現実のギャップを埋めるための取り組み」という進め方がわかりやすかったです。
《本人が参画したまちづくり》
本人本位の藤枝であるといい。みんな違ってみんないい。
認知症の人の声を聞くことからスタートするという視点を持つことで、支援の方法が根底から変化すると思う。
【②そう思わない】
仕事や生活としては難しいが、自分の中での意識は大きく変わった。
目標は理解出来たが、どう活かしていけばよいのかまだ想像出来ない。職場に持ち帰って考えていきたい。
【③分からない】
高齢者と関わることがあるが、認知症の方が判断できるほど仕事で長時間関わりをもたないため。
自分の中でどう消化して、何ができるかを整理して考えていく必要があると思うため。
配属先によっては活かせそうです。現状は難しいと…。
身近に感じていない部分はあるが、知り得た知識をいざという時に活かせるようにしていきたい。
条例をどのように実現していくのか。どのように周知していくのか。

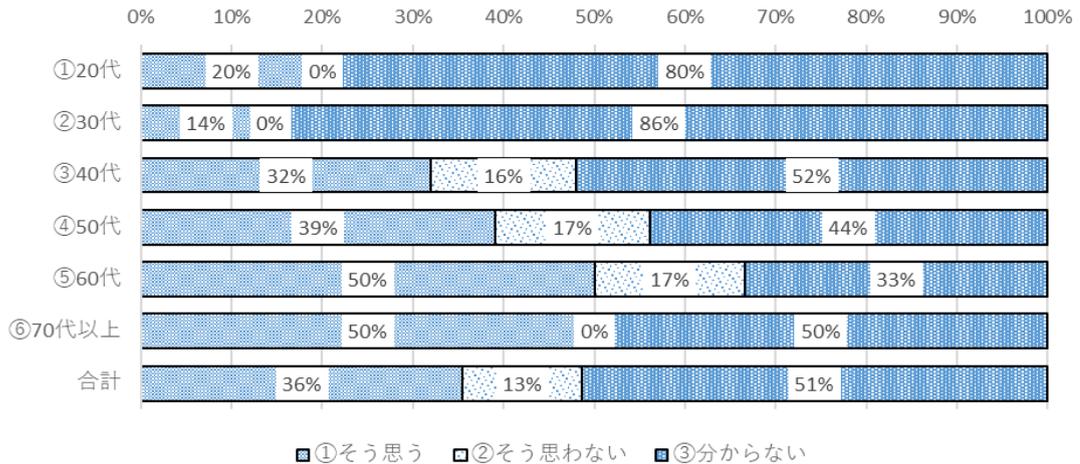
3.あなたが認知症になったとき、認知症であることを身近な地域で安心して話せると思いますか？

	全体	割合	R6.7.11	R6.7.17
①そう思う	38	35%	19	19
②そう思わない	14	13%	11	3
③分からない	55	51%	35	20
未回答	1	1%	1	0
合計	108	100%	66	42



【参考】

認知症であることを周囲に話すか



4. 3の回答の理由を教えてください。

【①そう思う】

周囲との関係性10件、理解してもらいたい5件、自分の暮らしのため4件、認知症の理解4件、その他3件

《周囲との関係性》

子どもの頃から過ごしてきた、知り合いも多いため。

地域で育ってきたし、育ててもらってきたから。

まだ地域の繋がりが残っているところに居住している。皆顔見知り。

年代が近い人が多い地域なので、理解してもらえると感じている。

《理解してもらいたい》

友人、知人など認知症になったことを告白して、長く付き合っていきたい。

理解されたい。疎外されたくない。

気楽に話せる社会になることを期待している。

《自分の暮らしのため》

認めて話せた方が、自分も周りも楽になると思うため。

話さなければ生活できないと思うから。（安心してと言われると悩ましいですが）

《認知症の理解》

認知症への理解が進んでいると思われるから。

認知症の人を認めあう社会づくりがもっと進む。自身の意識も変わる（変える）。

認知症の理解が進むことで、自分がなった場合でも恥ずかしくないし、安心して生活できるようになりました。

【②そう思わない】
まだ偏見がある。「身近」の判断が難しい
地域での関係性がそこまで深く築けていないため。
検査を受けても数値で明確化できないため、気付いた時は進行している可能性がある。認知症になった自分を家族に支えてもらうことは申し訳ないと感じています。
まだ地域の理解として、安心して話すことが出来る状況ではないと思われるため。
認知症の理解にまだまだ不安がある。
人間関係が崩れてしまいそうだから。
まだまだ時間がかかると思う。
上記のようなことがされていないから、まずは近所付き合いから始めなければいけないのかもしれませんが。
同じ組（11軒：自分の自治会の組のこと）の中に、同世代は4軒しかいないため、20年後はどうなっていることやら。
戸惑いが先行することがまず想起される。
その自信が無いから。
【③分からない】
その時の状況が分からない、想像できない18件、 認知症の理解13件、 周囲との関係性8件 備え4件、 その他3件
《その時の状況が分からない、想像できない》
自分が認知症になることをまだ想像できない。
その時の周囲の環境による。
相手の困惑がわからないから。
自分が認識できるかわからないため。
《認知症の理解》
どうしても”今”の世間は認知症にたいする意識が低く、そんな中でどんな風に見られるのか不安なため。
地域の認知症に対する理解の深度を計りかねてしまう。
地域、社会に新しい価値観がどこまで広がっていくか、不透明。
まだまだオープンマインドとはならない。マイナスイメージも存在しているため。
私は自分が認知症でも別にいいと思えるが、そう思えない周りの人もいる。
《周囲との関係性》
私自身が、自分が暮らす地域の住民とコミュニケーションがあまりとれていないため。
認知症になったことを気楽に伝えられる文化になればいいなと思う。今（まだ若いので）地域との繋がりをあまり感じられていないので、地域で助け合うということが現実的に考えられないのが本音。
歳の多い世代には理解されても、若い世代の方々には受け入れてもらえるか心配。普段からの付き合いがあるか無いかで大きく違うと思う。
《備え》
安心して暮らしたい思いを家族に伝え、なるべく安心して暮らせる準備はしたいと思います。
誰もが話せる環境作りに努めていきたい。

5. 本日の研修及び準備会全体を通して感じたこと等、自由にご記入ください。

認知症への理解が変わる良い機会だった。この研修が広がり、理解がもっとされていけば良いと思う。
条例を皮切りに、今後多くの人にとって過ごしやすい街づくりがされていくのかなと思いました。職員として、市民の一人として、何かできることがあるか考えていきたいと思います。
認知症のご家族の方の話が聞いたことが一番良かった。まずは社会の意識を変えることが重要だと思う。
今後どうしていくかが、詳しく決まっていないので、疑問に思いましたが、この会を終えてこれからどうしていくかを考えていくことが大切で、ということがわかりました。
認知症=介護、大変なイメージでしたが、その人の意志を尊重すること。親がもし…など、その時どう対応すべきか想像しながら研修を受けられた。
本人からの発信。ご家族の声を聞くことができて良かったです。
条例をどうやって普及していくのか？具体的な取り組み（方法）が共有できると良い。
新しい認知症観、参考になりました。誰しもがなりうる時代だと認識し、生活していきます。
認知症になったら終わりというイメージがあった。今日の研修を受けて、認知症になっても希望があり、周りの人との繋がりがあってこそ自分らしく生きられる、認知症になったからこそできることがあるとわかった。
各課参加しての合同での会議は、とても有効であったと思う。
本人の意思を大事にするという点で心に残りました。（意思確認ができないイメージがあったため）
専門職の人はもちろん、市民の方への啓発活動も大切だと思いました。
認知症のご家族の方の話が聞いたことが一番良かった。まずは社会の意識を変えることが重要だと思う。
リレートークが良かった。特に当事者の方が来てくれたことは、良かった。
直接関わっている人の言葉を直接聞いたのは、認知症のイメージを変えるきっかけになった。ありがとうございました。
全職員対象にすべき内容だと感じました。
家族の方が挨拶だけでも距離が変わると話されていたため、そのようなことから（できることから）個人でやってみたいと思います。
もっと家族の声を聞いてみたいです。自分の両親も認知症の症状がみられるようになってきたため、心配。
自分事として改めて捉えていきたい。高齢でも認知症でもできることがあると考えて、やりすぎないで支えていくことの大切さ。できないことだけやってあげようと思います。
人権を守ることは長い人類の歴史であり、これからもその戦いは続くのだと感じた。
これからの社会の在り方が見えました。全ての人が生き生きと暮らせる社会を皆で作っていくような意識を、市民の皆でもっていけるように、職員としてできることを進めたいと思います。
自分として認知症に関して先入観の少ない方だと思っていましたが、いろいろと旧来の感覚に捉われている部分もあると気付かされました。
認知症に限らず、一人一人が社会（地域）の一員として、その人らしく暮らし続けられる社会を作っていく必要があると感じました。
10年、20年先を見据えた時、今の現役世代から意識をもつことが、全ての人互いに尊重し合い、幸せに暮らせることに繋がると感じました。ありがとうございました。
障害、病気、認知症、生活保護など、全ての市民に対し、偏見を持つことなく尊重しなければならないことを強く感じたし、本条例の意義を大切にしたい。
他を認めて先入観なく接することは、対認知症の方だけでなく、日々心にとめていきたいと改めて感じました。
計画策定はじっくりと、かと改めて思いました。
「地域の子は地域で守る」と同じように、「地域の高齢者も地域で守る」で、認知症を隠さずに地域で支え合える社会にしたいですね。ありがとうございました。

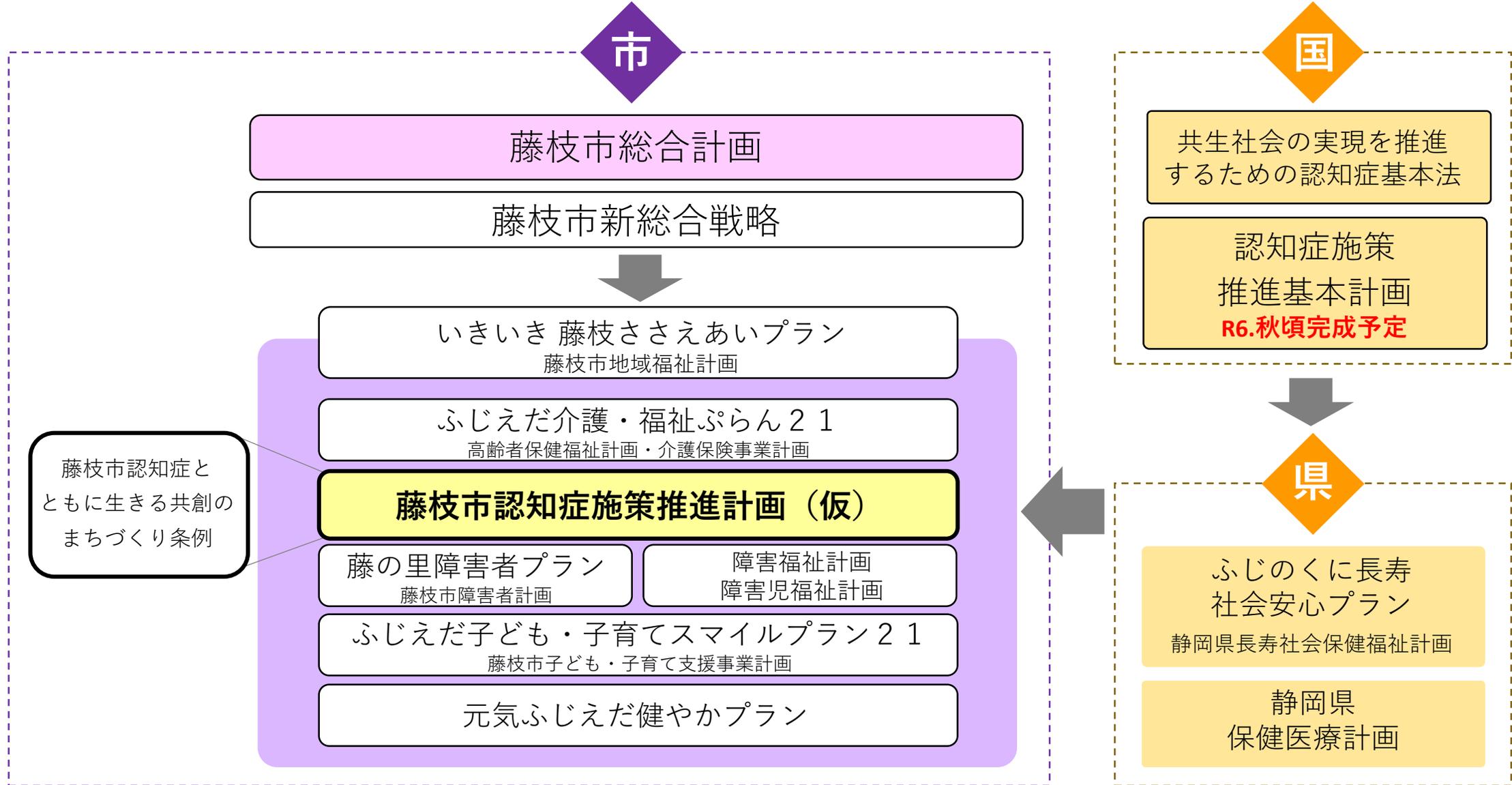
基本理念「第3条」は本当に良かった。この気持ちを市民のみなさんに理解してもらえるように努めた上で、条例の効果が発揮されるよう願っています。大変為になった研修でした。ありがとうございました。

とても有意義だった。認知症の人も人としての人権を皆と共有していく社会が藤枝市からつくれていけそうな気がした。頑張りましょう！！

友達や友人、知人との関わりが大事で、本人のチャレンジをのばす、との考え方が勉強になりました。ありがとうございました。

認知症本人が良かれと思って行動していることに、どのレベルで関わって良いのかわからない。研修を通じて、本人の声を聞くことの重要性を感じた。

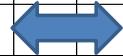
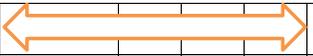
■藤枝市認知症施策推進計画（仮）の位置づけ（案）



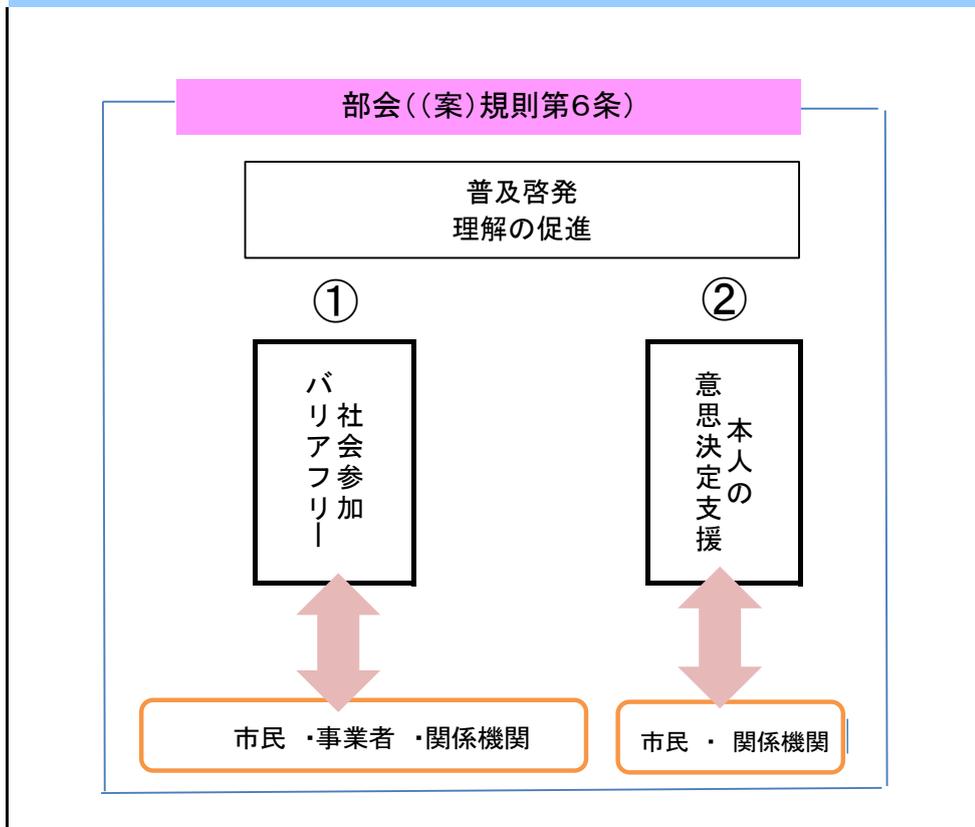
認知症施策推進計画(仮)スケジュール(案)

資料5

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
委員会				委嘱 第1回	第2回			第3回				第4回 (基本方針案決定)		第5回			第6回			第7回				第8回
部会①					第1回		第2回			第3回					第4回				第5回		第6回			
部会②					第1回		第2回				第3回					第4回			第5回		第6回			
＜計画策定へ向けて＞																								
ヒアリング (本人・家族)																								
ワークショップ等の 意識調査 (基本法・条例の周 知兼ねる)																								
＜基本法・条例等周知啓発＞																								
条例普及啓発 リーフレット					作成																			
本人動画					作成	完成・配布																		
行政経営会議																								
策定委員会																								
パブコメ																								



藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会(条例第10条)



令和6年7月12日（金） 静岡新聞

認知症施策の計画策定

藤枝市、本年度中に

県内初

1) 藤枝市の条例の特徴と課題

1月：国が基本法施行

～2010

2020

2024

2030

...

2060～

認知症の人の声 ～藤枝市認知症条例のキーワード～

条例を策定するにあたっての本人の意見や、平成27年に認知症の人を対象に実施した「こころの声アンケート」や、本人ミーティング、さくらの会（若年性認知症の人と家族の交流会）等のさまざまな場面での本人の声を紹介します。

藤枝市地域包括ケア推進課

- ・一番怖いのは**先入観**。
認知症だからと周りが決めつける。
気力をなくす。

4月：藤枝市が条例施行

①中長期の羅針盤
基本法を全て
カバー

②藤枝市独自・市民発

- ・他市の条例や国基本法のコピーではない
- ・机上での立案ではない
- ・長年蓄積した本人らの切実な声を根拠に立案

③立案過程を情報公開

立案の経過と根拠を
詳細に公開

藤枝市ならではの
地域共生を共創

< 課題 >

- 条例立案・施行が超ハイスピードだった
⇒周知・多様な人の参画・共創の本格的展開はこれから

★今後の計画づくりの課題でもある

藤枝市のこれからへの期待：条例をともに活かしながら

1) 市全体・各組織で、新しい認知症観の拡充をより本格的に

*認知症とともに希望をもって生きる、を市民誰もがあたりまえに

2) 本人主体、本人とともに

*本人の声・発信を大切にしながら、
本人とともに、暮らしと地域をていねいに育ててきた
藤枝路線をこれからも施策・取組の最重要の基本方針として

のびのび
たのしく

3) 現場主義で多様な立場の市民・専門職とともに創意工夫を

*行政関係者が現場に出向き、住民や企業の人たち、医療・介護・福祉等の専門職、子供・学生などの声と力を大切にしながら、事業や取組を、ともに創意工夫し、自由度高く創りだしてきた藤枝スタイルを大事に踏襲しつつ、より多様な立場・世代の人たちとともに

4) カタチを焦らず、実質的な計画・取組・成果を中長期的に

★認知症の人の増加を、市全体・各組織の活力向上のチャンスに

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

1. 名称が重要

法の目的を明示し目的の浸透を図るために、「**認知症基本法**」ではなく、「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」と命名された。

2. 目的

※予防は、目的ではなく、施策の一つ（手段）

「**本人が希望と尊厳を持って暮らすことができる共生社会の実現**」に**照準**

★誰もが個性と能力を発揮し

支え合いながら共生する

活力のある社会

3. 基本的理念→施策に反映

①理念の筆頭に「基本的人権」

「**全ての認知症人が、基本的人権を享有する個人**」と明記された

※全ての施策・取組は、**人権ベース**、本人視点で企画・実施・評価

★**あたりまえのことを、あたりまえに、自分事として**

②理解

共生社会の実現の推進のための理解

※認知症の知識に加え「**認知症の人の理解を深める**」

※**新しい認知症観を普及**

③認知症バリアフリーの推進

- ・ 認知症バリアフリーにより、認知症の人が以下を実現。
- ・ 個性と能力を発揮
 - ・ 全ての本人が社会の対等な構成員
 - ・ 安心・自立した日常生活の実現
 - ・ 意見表明の機会・社会参画する機会の確保

④良質な保健医療・福祉サービス

- ・ 「本人の意向の十分な尊重」と明示。これを前提に切れ目ない提供を。

⑤家族等の支援

- ・ 本人、家族等が地域で安心した日常生活を継続できるよう相談体制整備

⑥研究：共生社会の実現に資する研究

- ・ 医学研究に加え、本人の社会参加・共生のための社会環境整備の研究

推進役・要役
認知症地域支援
推進員

⑦認知症施策：総合的かつ計画的に推進 ※バラバラでなく、共生の実現に向けて統合

4. 認知症施策推進基本計画等 : 国は義務、自治体は努力義務

- ・ 本人及び家族等の意見を聴いて計画策定、最低5年ごとに評価・検討

※自治体は、地域の特徴に応じた創意工夫可能（自主性・自由度の重視）